

(3) 大野市国民健康保険の保健事業について

I 【大野市特定健康診査等事業について】

(1) 特定健康診査及び保健指導 実施結果

(R5年6月時点)

【R4健診実施者数（見込み）】

健診種別	実施者数	実施機関
集団健診受診者	1,006名	予防医学協会
個別健診受診者	386名	県内医療機関
人間ドック	427名	県内6健診機関
医療機関からの診療情報提供	178名	県医師会
計	1,997名	

【健診受診率】

	令和4年度 実施総数（対象者 数は昨年度の法廷 報告の人数と同 数）	令和4年度年間 国保加入者見込 （国保喪失者・ 75歳到達者除 く）	令和4年度 健診受診率 （見込み）	令和3年度 法定報告受診率	
特定健診対象者数	5,013名	4,871名	38.0%	5,013名	37.6%
健診実施者数	1,997名	1,851名		1,884名	

※法定報告は、1年間国保資格を有していた者が対象となるため、令和3年度見込の健診受診率は実施総数から年度途中で国保に加入した者および資格を喪失した者を除外して受診率を計算しています。

【保健指導実施結果】

判定結果 （保健指導対象者： 国保喪失者を除いていない）	令和4年度保健指導実施結果				令和3年度特定保健指導法定報告実施結果		
	実施者 数（見 込み）	未実施 数（見 込み）	保健指導利用率 （見込み）	対象者数	終了者数	実施率	
1.積極的	21名	3名	18.5%	38名	6名	14.6%	
2.動機付け	179名	34名		145名	167名		24名
小計	200名	37名		163名	205名		30名

(2) 大野市特定健康診査等事業の目標値

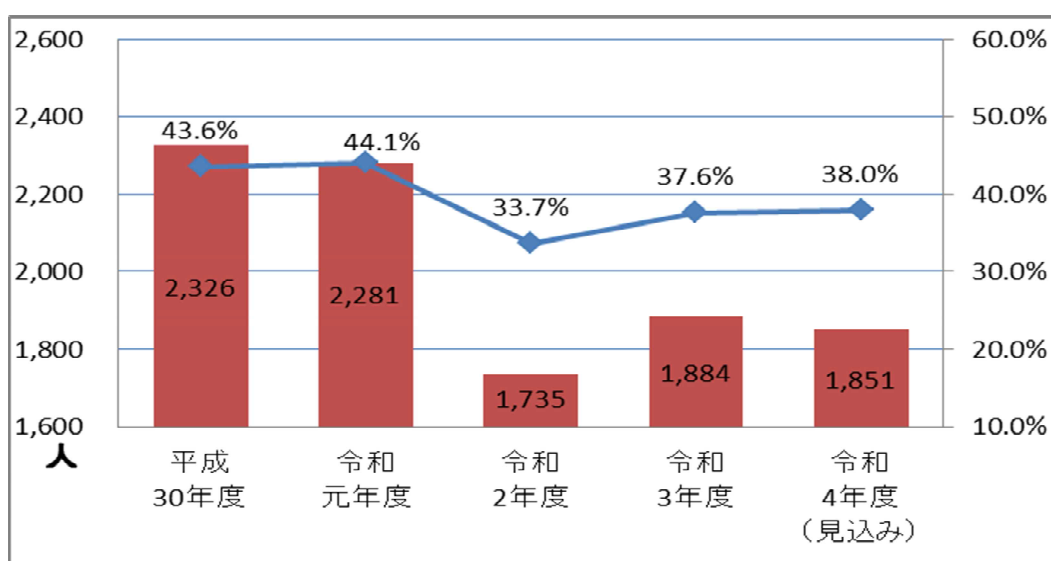
(第3期大野市特定健康診査等実施計画・

第2期大野市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画))

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
特定健診の実施率	50%	55%	60%	60%	60%	60%
特定保健指導の 実施率	50%	55%	60%	60%	60%	60%

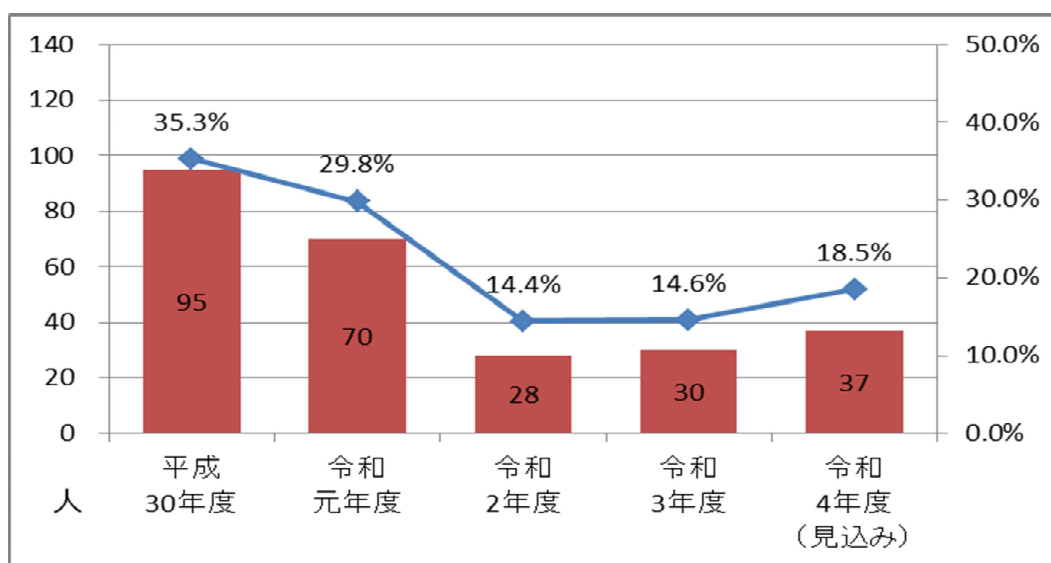
1 特定健康診査の状況

特定健康診査の実施率の推移



2 特定保健指導の状況

特定保健指導の実施率の推移



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度から大幅に実施率が減少し、特定健康診査実施率及び特定保健指導実施率ともに、令和元年度の水準に達していない。

Ⅱ 【人間ドック事業】

30～74 歳の被保険者を対象に人間ドックを実施（費用の一部補助）

令和 4 年度予算額	13, 989 千円 (当初 17, 645 千円、3 月補正：△3, 656 千円)
令和 5 年度予算額	17,255 千円
受診機関	医療機関等 6 箇所 福井県済生会病院・福井勝山総合病院・福井県立病院 福井赤十字病院・福井県予防医学協会・松原病院
ドック種類	6 コース 1 日ドック・1 泊 2 日ドック・脳ドック 1 日ドック+脳ドック・1 泊 2 日ドック+脳ドック PET-CT がん検診
申込者数	令和 4 年度 427 名 内 416 名 (特定健診対象) 11 名 (PET 8 名、39 歳以下 3 名) 令和 5 年度見込 455 名 内 444 名 (特定健診対象) 11 名 (PET 6 名、39 歳以下 5 名)

Ⅲ【大野市後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進】

令和5年度大野市国民健康保険後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進計画

1 策定の目的

後発医薬品とは、その有効性や安全性が確認されてきた従来の医薬品の特許が切れた後に、新薬（先発医薬品）と有効成分、品質、効き目、安全性が同等であると国から認められた医薬品のことです。新薬に比べ開発までの期間が短く開発費用が抑えられることから低価格で提供されており、後発医薬品の普及は被保険者の負担の軽減や医療費の削減への効果が期待できます。

このため厚生労働省は、平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定しました。そして、平成27年6月の閣議決定において、平成29年度に70%以上とするとともに、平成30年度から令和2年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする数量シェア目標を定めましたが、全国平均での使用割合は80%を超えず、目標は達成されませんでした。その後、令和3年6月の閣議決定において「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、令和5年度末までに全ての都道府県で80%以上」とする新たな目標が定められました。

また、後発医薬品の使用促進の取組については、保険者努力支援制度の評価指標項目のひとつとされ、使用割合の目標値80%以上の達成と事業計画の策定が評価の対象となっています。

こうした状況を踏まえ大野市では、使用割合の目標を設定し、後発医薬品の使用促進策に取り組み、医療費適正化を図るため「大野市国民健康保険後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進計画」を策定します。

2 令和4年度評価

目標：後発医薬品の使用割合の向上（令和4年度末目標値：80%）

実績：令和4年10月分において未達成（後発医薬品使用割合 78.2%）

3 令和5年度目標

目標値：使用割合80%

目標値に向け、令和5年度の計画においても継続して後発医薬品の周知啓発等使用促進に取り組んでいきます

4 後発医薬品を取り巻く現状

医療費適正化のため近年急激に需要が拡大していますが、反対に供給においては複数の要因が重なり全国的に厳しい状態が続いています。

品薄の主な原因については次のとおりです。

- ・後発医薬品製薬会社の業務停止
- ・改定により毎年薬価が引き下げられ、赤字品目が増えることで医薬品会社の収益が悪化
- ・円安等の社会情勢による原材料・包装資材の高騰
- ・感染症の流行により、解熱剤などの薬剤を優先することで他の薬剤の製造が滞る
- ・年単位で多品目の綿密な製造計画を立てているため、供給不足に対し即座に増産ができない

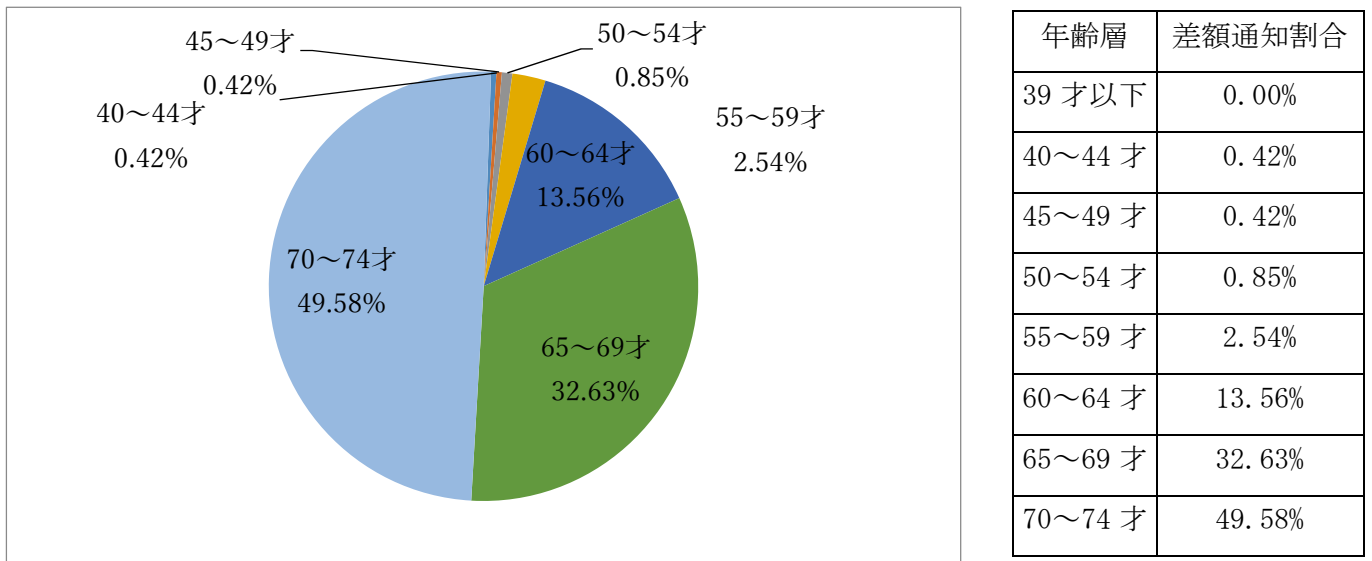
後発医薬品が不足すると、患者へ処方する薬が毎回変わったり、やむを得ず先発品に戻したりする場合があります。しかし、薬が度々変わることで処方された薬が体質的に合わず、薬の効果が十分感じられない方や先発薬に変更したことで薬代が増える等患者自身の負担が増えることとなります。

5 大野市の現状

年度	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度（10月分）
使用割合（順位）	79.4%（13位）	79.3%（14位）	78.1%（15位）	78.2%
目標値との差	0.6%	0.7%	1.9%	1.8%
県平均	80.9%	81.8%	80.3%	—
80%以上達成市町 （県内17市町中）	12市町	13市町	11市町	—

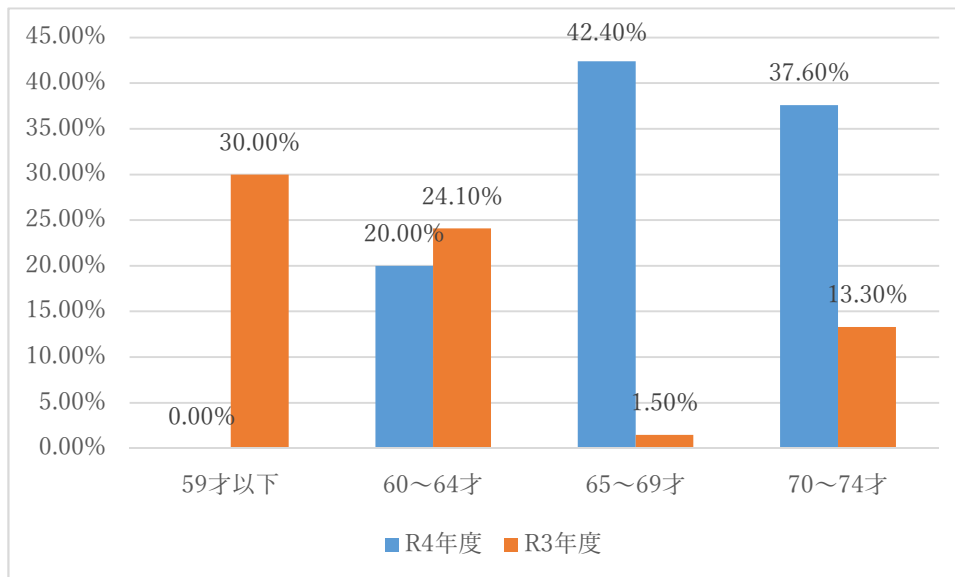
（厚生労働省 HP、国保総合システム「数量シェア集計表」R4.10月分より）

年齢別の後発医薬品未使用者数割合（国保総合システム：差額通知書別集計表より）



年齢が上がるほど後発医薬品未使用者が増え、前期高齢者が約82%を占めていることから、この年代を中心に介入をすると効果的と思われる

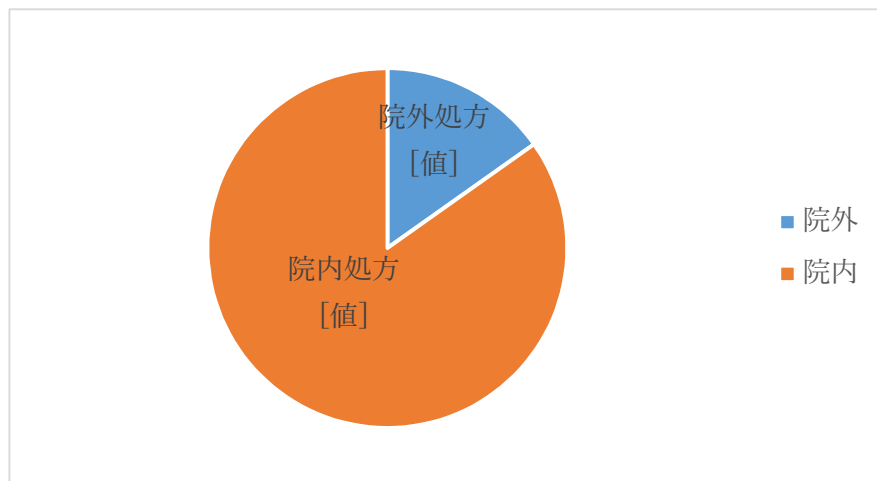
年齢別差額通知送付後の切り替え率（国保総合システム：差額通知書別集計表より）



前期高齢者の切り替え率は昨年度に比べ増加しているため、差額通知や切り替え案内通知に一定の効果があつたと思われる。一方で全体の使用割合が低くなっていることから、引き続き勧奨や案内などの周

知を行う必要がある。また、59歳以下の切り替え率が昨年度に比べ低い。この年代は差額通知の送付人数の割合が低い。これらのことから後発医薬品に変更を希望した者の多くが既に後発医薬品に切り替えていると思われる。

差額通知書送付対象者における処方機関別後発医薬品未使用者の割合（令和4年10月処方分）



各年度後発医薬品平均使用割合

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 (4-10月)
院外処方	84.2%	85.6%	85.6%	84.8%
院内処方	69.4%	69.4%	68.1%	67.1%

薬局等院外処方における後発医薬品使用割合は80%を超えているが、院内処方での後発医薬品使用割合が80%に届いていない。大野市内の医療機関では、院内処方が多いことも使用割合が伸び悩む要因と考えられる。

6 取組の内容

後発医薬品の啓発活動

- ①ジェネリック希望シールを一斉更新時に同封（新規国保加入者へは、随時保険証発行時に配布）
- ②後発医薬品についての説明と合わせて、お薬手帳の活用方法について国保のてびきに記載

後発医薬品の差額通知送付

- ①国保連合会に委託し、生活習慣病の投薬治療を行っている者のうち後発医薬品未使用者へ、後発医薬品への切り替え案内通知を作成・送付
- ②①を元に、後発医薬品名、価格、製薬会社、切り替え後の年間差額を記載したものを作成・送付

大野市医師会・薬剤師会との連携

- ①後発医薬品の供給状況等の現状を確認し、市医師会および市内医療機関・薬剤師会へ定期的に後発医薬品使用促進のための意見交換
- ②対応策の検討

Ⅳ 【令和5年度 大野市国民健康保険保健事業 実施計画】

1. 現状と課題

大野市国民健康保険における過去の医療機関への受診率と疾病別の医療費の平均を見ると、いずれも虚血性心疾患や脳血管疾患等の「循環器系の疾患」が高く、次に「筋骨格系の疾患」が続く。「循環器系の疾患」「筋骨格系の疾患」を予防することが、被保険者の健康の保持増進と医療費の抑制には最も効果があると考えられる。

「循環器系の疾患」を予防するには、疾病の早期発見と適切な生活習慣に向けて行動変容を促すことが重要であり、そのためにはまず特定健診と特定保健指導の実施率の向上が必要である。特定健診の結果から重症化する前に対象者を抽出し、適切な保健指導を行うことが課題となっている。

また、「筋骨格系の疾患」の予防として、若年世代から健康的な生活を維持するための運動習慣を身につけることが重要である。

2. 実施内容

(b) 健康相談

目標：市民が、心身の健康に関する個別の相談を行うことで、適切な指導や助言を経て健康維持や管理ができるようになる

(1) 対象者：大野市に住民票がある者

(2) 実施内容

①講師による健康な身体づくりのための運動、栄養士や保健師による健康や栄養等の健康相談会を実施。集団検診の結果送付時にも開催案内を同封することで、健診結果から不安に思うこと等の健康相談を受け付ける。また希望者には相談時に血圧測定・体脂肪測定等を実施

②健康プラスデーと併せて開催する健康栄養相談日を広報おおのに掲載し、相談日に来られない場合、随時、窓口や電話で相談を受け付ける

(3) 実施時期

8月～2月の第1火曜日（全7回）

(f) 保険者独自の取組

目標：ウォーキングを通じ運動習慣のある者の割合を増やす

(1) 対象者：大野市に住民票のある30歳以上の者

(2) 実施内容

参加者に測量計を渡し、毎日の歩数や定期的に体組成計での計測をし、その結果を専用のアプリで管理する。歩数や、数値の改善状況、市の健康イベントの参加などでポイントを付与する。ポイントに応じてインセンティブを与えることでモチベーションを維持し、運動習慣を身に付けてもらう

(3) 実施時期

4月～1月

(g) 特定健診未受診者対策

目標：性別・年齢別に分類した対象者へ効果的と思われる受診勧奨を行うことで特定健診の受診率向上を目指す。また、未受診者の分析を行い、個別のアドバイスを記載した通知で受診勧奨を行う。

特定健診を受診していない者が受診することで、健康状態が市で把握でき、特定保健指導や健康相談につなぐことができるようになる。

(1) 対象者

大野市国民健康保険加入の40歳から74歳までの被保険者で、平成30年度から令和4年度の健診受診歴より、一度も特定健診を受診していない健診未経験者および令和5年4月～10月に加入した新規国民健康保険被保険者。

(2) 実施内容

- ①性別・年齢別に大野市の疾病を分析し、各年代別の男女に応じた内容の受診勧奨を実施する。実施後の効果を分析し年度末に結果報告を受ける。
- ②国民健康保険加入者のうち、職場健診を受けていると思われる者に対し職場を通じて健診結果の提供を呼び掛ける
- ③医療機関ごとに生活習慣病で通院している者の名簿を配布し、健診を受診するよう促してもらう

(3) 実施時期

- ・通知による受診勧奨
10月頃発送
- ・新規国民健康保険加入者への受診勧奨
10月頃発送
簡易受診券と勧奨チラシを随時送付し、健診の案内漏れを防ぐ
- ・職場健診受診者への呼びかけ
受診体制向上事業に合わせ、事業所へ依頼
- ・医療機関への訪問
8月～10月

(j) 特定健診受診者のフォローアップ（特定健診継続受診者対策）

目標：過去の健診受診歴を分析し、対象者の健康意識を高め本年度だけではなく次年度以降も継続して健診を受診するよう促すような受診勧奨を行う。

(1) 対象者

大野市国民健康保険加入の40歳から74歳までの被保険者で、過去5年間の間に特定健診を受診したことがある者

(2) 実施内容

過去の健診受診歴（健診結果、問診等）を分析し、一人ひとりの健診結果に応じたアドバイスを送付する

(3) 実施時期

- 通知による受診勧奨および健康状態についてのアドバイス
8月頃発送

(k) 早期介入保健指導事業

目標：40歳未満の被保険者が、健診を受診することで自身の健康意識を高め40歳以降の健康へのリスクを減らすことができる。

(1) 対象者

- ・特定保健指導対象者と同世帯の40歳未満の被保険者。または、40歳未満の健診希望者、保健指導希望者

(2) 実施内容

- ①40歳以上の特定保健指導の案内通知に合わせ、同世帯の40歳未満の被保険者へ健診の案内を送付する
- ②40歳未満の健診希望者へ健診を実施
- ③健診の結果や希望に応じ、保健指導や健康相談を実施

(3) 実施時期

- ・健診・保健指導の実施
随時
- ・健診、保健指導の案内
7月、9月、11月、1月（3か月に1回）

(m) その他生活習慣病重症化予防事業

目標：メタボリックシンドローム該当者および予備群の他、将来的にメタボリックシンドロームに移行するリスクが高い者の重症化を防止する。

(1) 対象者：大野市国民健康保険に加入する40歳以上の者で、メタボリックシンドローム該当者・予備群および、血圧や脂質等の値に異常が認められる者

(2) 実施内容

特定健診の結果や、レセプトにより服薬による治療をしていない者を抽出し、栄養士・保健師による生活習慣病に重点をおいた講座を実施

(3) 実施時期

5月～10月（全2回）

(o) 糖尿病性腎症重症化予防

目標：糖尿病が重症化するリスクの高い、健診未受診者について適切な受診勧奨・保健指導を行い治療に結び付けるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して、将来的な腎不全、人工透析への移行を防止する。

(1) 対象者

大野市国民健康保険加入の40歳から74歳までの特定健診受診者で、大野市糖尿病重症化予防プログラムにおける基準に該当し、医療機関を受診していない者

(2) 実施内容

- ①過去の健診受診歴とレセプトの突合により、上記対象者を抽出し医療機関への受診勧奨通知を送付する。受診勧奨資材は、過去の健診結果から個人に応じたアドバイスを記載したものを使用。その後、医療機関への受診状況を追跡し、必要に応じ保健指導を実施する。
- ②対象者へ専用の講座を実施する

③市内医療機関へ事業の説明および協力を依頼する

(3) 実施時期

- ・受診勧奨（通知送付）

翌年1月までに、1回（再勧奨を含め）送付する

- ・保健指導

随時

- ・講座

12月

- ・医療機関への訪問（他の事業の訪問と合わせて行う）

8月～10月